

Title	一八三二年の選挙法改正の歴史的意義：チャーチスト運動史序説
Sub Title	The historical significance of the reform bill movement : an introductory study to the Chartist movement
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.8 (1957. 8) ,p.687(15)- 701(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19570801-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570801-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

度全体に、一定の共通の基準を提供するものとして、職務分析—職務記述書制度がとられることは前述のとおりである。しかるにわが国では、戦後大企業においては職務分析の実施がある程度発達したにもかかわらず、その成果を採用・配置・教育訓練の諸管理と結合することができなかったことは、さきの分析で指摘したところである。これは全労務管理の基礎である労働秩序が、職能秩序に再編成されえなかったことからくる必然的制約によるものである。そして、採用・昇進・教育訓練の諸管理に新しい近代の諸技術が導入されたにもかかわらず、例えば採用において面接方法の研究が最も進み、これによって職能秩序に照応する採用方法としてよりも、むしろ階層的人的秩序に照応する採用方法のリファインされた技術に転化したのである。

このように、基底としての労働秩序の職能化の未成熟は、労働能力の諸管理の形式的技術的発達にもかかわらず、本質的な近代化を制約し、その結果として労働能力の高度化を制約せざるをえない。このような条件下での労働能率の増進の方法は、労働力管理の高度化よりも、むしろ必然的に労働態度の緊張化に向けられざるをえないのであって、戦後日本労務管理の「近代化」は、主としてこの面の強化のための近代的な管理技術の発達という形をとって展開されたといつて差支えなからう。例えば、欧米における人事考課技術の発達、主として職務基準との関連において配置・昇進等の職能秩序

の運用技術として進められたのであるが、わが国では、この同じ近代的な人事考課技術が再編成され、終身雇用的古参秩序の支柱である定期昇給や、標準のないインセンティブ制度としての加給や賞与の査定のための「新しい」技術に転化されているのである。またTWIも、職務基準の欠如から、古い人間関係の確保の技術に転化している面が多いといわざるをえない。

これを要するに、戦後日本労務管理の再編成は、たしかに個々の管理諸制度について、アメリカ的方法を導入実施し、その限りで近代的形態をとるにいたった点は少なくない。しかし全労務管理構造の基底となるべき経営労働秩序は、労働組合の発達と民主的手統との発達によって、旧来の専制的関係は一応解体せしめられたとはいえ、終身雇用にもとづく古参秩序によって職能秩序の脆弱性を代位補充している関係は、職能秩序の若干の比重の増加が見られつつあるとはいえ、依然本質的には解体しておらないために、これらの「近代的」諸管理技術はかかる旧来の経営労働秩序を基底とする労務管理構造のなかに吸着され、かえってそれを技術的に精巧化する役割を果たすつとあるということが出来る。しかしながら、他面これらの個々の諸管理技術の「近代性」と、構造の「非近代性」とは、本来的には矛盾を孕んでいることも避けられないのであって、この矛盾の面がいかにくりひろげられつつあるかについては、次の機会に明らかにしたいと思う。

一八三二年の選挙法改正の歴史的意義

——チャーチスト運動史序説——

飯 田 鼎

- 一、議会改革運動の政治的経済的背景
 - 二、中産階級と労働者階級との政治的同盟
 - 三、一八三二年の選挙法改正の結果
- 労働者階級の幻滅——

イギリスにおける政治的改革運動の歴史はきわめて古く、その主流は十八世紀の後半にまでさかのぼることが出来る。ジョン・ウィルクス(John Wilkes)は、革命的民主主義者として、一七六〇年代から一七七〇年代にかけて民主主義運動を組織し、トーリー党の腐敗政治をげしく非難するとともに、国王ジョージ三世による政治的な干渉にたいして抗議した。要するに彼は、当時の議会政治が、特権的な地主や保守主義者によってほしのままに行われ、民衆の意思を代表していないところから、このような腐敗した政治制度を改正して、宜しく民主的な議会制度を建設すべしとして、議席の再分

一八三二年の選挙法改正の歴史的意義

配を要求したのであった。

ウィルクスのこの主張は、産業革命の進展にともなって、その生活の基盤をうばわれつつあった独立小生産者層が、日々たかまってゆく物価、増大する税金などにたいする不満のほけ口として、ひろく大衆の支持をえたと考えられているが、しかしトーリー党の特権的腐敗政治にたいする不満は、ひとり庶民階級のみならず、当時勃興の途上にあつた産業資本家階級にとつても例外ではなかつた。産業革命の嵐と熱狂のなかに、營々として巨万の富をつんだこれら産業の将帥たちのなかに、たとえばロバート・オーエンのように、無産階級から身をおこし、ついに独力で大実業家となったものもあるうし、あるいはまた、デーヴィッド・リカードのように一介の株屋から出発して、大金持となったものもあつた。そのほか商人から産業資本家になったものもあつたろう。いずれにしても一八三〇年代、産業革命が一応完成して、イギリス資本主義がその軌道にのり、新興市民階級の経済的社会的な比重が圧倒的増大しているに

もかわらず、彼等の社会的な勢力関係が、議会において正しく反映されていなかったことは、まことに奇妙な現象であった。

すなわち、十八世紀の最後の三〇年から一八三〇年代にいたるまでのイギリスは、再組織の苦しみになやんでいた。国の相貌はかわり、新興階級は勃興し、新しい利害関係ができ、そればかりではない、産業革命の結果は、きわめてみじかい期間に、かつては北部の農村にすぎなかった村々をして、人口数十万を擁する産業都市に変貌せしめ、いままで散在していた小村落は、広大な産業地帯として活況を呈し、従来の小都会は、人口稠密な中心地となるにいたった。

アーノルド・トインビーの調べたところによると、名譽革命に先立つ三年前の一六八五年から、産業革命が開始されたと見られる一七六〇年まで、主要都市における人口の増加は、少なくとも一倍半、はなはだしい場合は十倍も増加したといわれるが、これにマックス・ペアのかかげる統計を加えるならば、産業革命期における都市人口の増加がいかにいちじるしかったかを想像することができる。このような人口の増加にもかかわらず、一七六〇年代の選挙法は一八三〇年になっても、少しも変わっていなかった。一七八〇年には、州選出議員が十三万の有権者——州の自由土地保有者——から選出されたのに反し、都市と大学を代表して議席をしめた四百二十一名の議員は、八万四千の有権者から選出されたのである。ウェストミンスターやプレストンのようなごく少数の都市選挙区は、広汎な選挙権

と数多い労働階級の投票者をもってしたが、大多数のものは、腐敗した市自治体ないしは少数の自由民がその議員を選ぶか、あるいは完全に若干の大貴族ないしは地主の支配のもとにあった。マンチェスターのような新しい都市は、まったく議員をおくっていなかった。そして二名の議員を選出した大多数のいわゆる都市選挙区は、久しい以前からすっかりさびれた村落になっているか、あるいはただ、選挙の権利を保持するだけの目的で、一、二軒の人家が残されているにすぎないという有様であった。多数の都市選挙区は「腐敗して」いた。また多数の都市選挙区は、「所有者のもの」であって、それを代表する権利は、他のあらゆる財産と同様に、売買することができた。当時の新聞では、「都市選挙区売ります」という広告をよくみかけることができたといわれている。

このように選挙権がほとんど私物視され、数十年にわたってなんらの改革が行われなかったとすれば、それがあらゆる買収と腐敗のためのこの上ない土壌となったことは怪しむに足りない。投票も議席と同じように自由に売買され、選挙には非常にたくさんのお金がかったために、相当の金持でもなければ立候補するなどということも思ひもよらなかつた。特別の場合をのぞけば、選挙は意見の競争ではなくて買収の競争にほかならなかつた。それゆえ、急進主義者も議会改革論者も、反動主義者と同様に、買収の手段を用いて、議会への道を買わなければならなかつたのである。

のかといえ、旧選挙法は、何よりも大地主の政治的権利の優越を保証すると同時に、また外国貿易や植民地での農場経営などによって巨万の富を獲得した大富豪が議席を占めることをさまたげなかつたからである。本来これらの富豪たちは、封建的大土地所有者を代表するトーリー党にたいして批判的であるべきにもかかわらず、ひとたび彼等が支配階級の地位によじのぼるやいなや、ただちに封建的大土地所有者と妥協し、自分たちの政治的特権を維持温存しようと努力したのであった。

こうして富裕な大商人や金融業者は、下院にその議席をしめることができたけれども、ますます増加しつつあった産業資本家や小売商人、すなわちイギリス資本主義の発展にともなうて急速にその数を増しつつあった中産階級は、ほとんど政治的権力にあずかっていなかったし、彼等が住んでいた大都市は、下院にほんの少数の代表者をおくっているか、或いはマンチェスターのように、一人の代議士も出していなかったほどである。このように勃興しつつあった都市の中産階級にして、ほとんど政治にあずからなかつたとすれば、労働者や農民などの勤労者大衆が議会にその代表者をおくることができなかつたことは不思議ではない。刻苦と節約とをもって、ようやく産をなしたこれらの中産階級や、不況におびえながらやっとなりの日その日の糧を得ているにすぎない都市および農村の労働者たちが、年金や閑職が次第にふえ、支配階級が腐敗墮落して国費を濫費した結果、税金の負担がますます重くなってくるのを見て、憤慨し

ないはずはなかつた。そうして十八世紀末期から議会改革運動が、次第にはげしさを加えるようになったのである。

だが十八世紀末期から十九世紀初頭にかけての議会改革運動は、フランス革命の影響をうけたものであり、その主張の根底に流れるものは、かのトム・ペインによって代表される「人間の権利」の思潮であり、腐敗した権力政治をくつがえそうとする革命的な要素をふくんでいた。この革命的民主主義の運動は、やがて団結禁止法によってきびしく禁じられたため、ナポレオン戦争が終った一八一五年頃までは、急進主義者たちは沈黙をまもってきた。戦争後、深刻な不況の到来とともに、急進主義運動は復活し、ウィリアム・コベット (William Cobbet) やヘンリー・ハント (Henry Hunt)、サミュエル・バムフォード (Samuel Bamford) などの労働者階級の急進主義者とともに、フランシス・プレーズ (Francis Place) やジョセフ・ヒューム (Joseph Hume) をしてフランシス・バードット (Francis Burdett) 等のブルジョア急進主義者があらわれ、活潑な運動を開始したのであって、とくに一八一六年頃からはげしくなった不況は、農業労働者をもふくめた勤労大衆をして、窮乏化の原因が、実は腐敗した権力政治にあることを信じさせる結果となった。そのために各地によりよい生活を保障する政治を求め、さきの指導者たちを中心として政府にたいする大衆の抗議運動が組織的に行われるにいたった。しかしながら、支配階級による腐敗政治にたいする大衆の抗議といっても、中産階級と労働者階級と

では、その具体的な要求においてかなりちがっていた。中産階級の不満は、主として税金の増大や国費の濫費、彼等が選挙権をあたえられていないことなどからなっていたが、労働者大衆や農民にとっては、最低賃金の制定や、救済費の増額によって、飢饉線上をさまよう彼等を救ってくれる政府こそ必要なのであった。しかしこれらの要求の相違は、運動の最初の段階ではあらわれなかった。すなわち、労働者大衆は、この当時まだ彼の利害が中産階級のそれと一致しないものであることをさとしていなかった。

ともあれこの素朴な労働者大衆の切実な叫びが、はからずも一八一九年、いわゆる「ピーターラーの虐殺」によって報いられたことは、しばしば指摘されるところであるが、その後、一八二四年フランス・プレスとジョセフ・ヒュームの努力によって、団結禁止法が撤廃され、団結社の自由にたいする制限がゆるめられるや、議会制度改革を求める大衆の叫びは、次第に熱烈となっていた。とくに一八二五年、戦後二度目の恐慌がおこったとき、選挙法改正を求める急進主義の運動は、次第にはげしくなった。フランス革命の時期からナポレオン戦争が終るまでの二十五年間は、イギリス資本主義にとって苦悶と激動の時期であり、革命的民主主義の思想と運動が支配階級をおびやかした時期であった。ピット政府はこのような革命の脅威に対抗するために、あらゆる有産階級、すなわち地主、商人、戦争利得者や金融業者、あるいは新興産業資本家やその他の富裕な小商人などによびかけて、下層階級のジャコバン主

義の脅威に対抗しようとして努力した。いわゆる団結禁止法は、ピットを中心とするこれらの有産階級の同盟によって支持をえていた。ところが今やこの同盟はくずれつつあった。新興の産業資本家と中産階級は、彼等が協力した同盟が、必ずしもその利益に役立っていないことを知った。このようにして、一八二五年以後、この同盟の關係はくずれ、選挙法改正運動ははげしくなった。

われわれはつぎに、選挙法改正運動が、勃興しつつあった中産階級と労働者階級との同盟によって、どのような形でおしすすめられていったか、この点について考察するであろう。

注(1) つぎにかかげる統計は、トインビーとマックス・ベアとかかかけている二つの統計を折衷したものである。

都市名	年	代
リヴァプール	四、〇〇〇	四〇、〇〇〇
マンチェスター	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
バーミンガム	四、〇〇〇	二八、〇〇〇
リ ー	七、〇〇〇	一〇二、〇〇〇
シェフィールド	四、〇〇〇	三〇、〇〇〇
ノッチングラム	八、〇〇〇	一七、〇〇〇
		四〇、〇〇〇

(2) G. D. H. Cole: A Short History, 林訳第一巻、一一一頁。

(3) 「前掲書」邦訳一二二頁。

(4) A. L. Morton and G. Tate: The British Labour Movement, 1770-1920, 1956, p. 49.

二

あるひとつの大きな運動がおこなわれるためには、その運動に点火させるならかきつけなければならぬ。選挙法改正の運動もいくつかの事件を契機として発展したのであった。最初にその契機となった事件というのは、キャロリン女王事件であった。

一八二〇年、ジョージ三世は死んで、その息子ジョージ四世が即位しようとしたとき、かねて妻キャロリンを離別しようとしていた彼は、キャロリンを不品行のゆえをもって彼女の名前を祈禱書からのぞき、彼女を戴冠式に出席させまいとした。これはあきらかにジョージ四世がその妻を離別するための口実であったため、同情が彼女にあつまった。この事件はたんに女王の一身にかんする問題であったばかりでなく、急進主義者にたいし、国王、政府および議会を攻撃する絶好の機会をあたえた。ウィリヤム・コベットはその機関紙「ポリティカル・レジスター」によって、十八カ月の間、キャロリンの死によって、それに終止符がうたれるまで、傷つけられた女王の権利の擁護者として活躍し、彼女の夫であるジョージ四

一八三二年の選挙法改正の歴史的意義

世の卑劣さと、大臣どもの卑屈さを攻撃し、議会改革の必要性を力説したのであった。この事件はたしかに、大衆の眼を議会改革にむけさせるに力あったが、大きな政治的事件とはならなかった。この意味では、一八二七年ダニエル・オコンネル (Daniel O'Connell) によってはじめられた旧教徒解放運動 (Catholic Emancipation)こそ、イギリスの議会改革運動に拍車を加えたものであった。

旧教徒解放運動はどのようにしておこったか。一八〇〇年、アイルランド合併法によって、英本国に合併せられるまで、アイルランドは独自の議会をもっていた。しかしながら、アイルランド人の大多数が新教徒ではなくして旧教徒であるにもかかわらず、首都ダブリンで開かれる議会は、新教徒の議員だけからなり、旧教徒は議席をうる事ができなかった。イギリスの植民地的支配のもとにあったアイルランド人にとっても、これほど不都合な法律はなかった。ところが一八〇〇年の合併法によって、アイルランドの議会は廃止され、アイルランドは六四人の新教徒の議員をイギリスの下院におくった。アイルランド全人口の八分の七をしめる旧教徒からは一人の代議士も選ばれなかったという事実は、アイルランド人の大部分をしめる旧教徒の政治的な権利が、いかに無視されていたかを、はっきりと示している。しかも、アイルランドを代表して下院におくられた議員の多くは、イギリス人の大地主であったため、代議制度とは名ばかりで、結局は、イギリス人の支配を合法化し、その独

裁政治を擁護するために役立ったにすぎなかった。いいかえるならば、旧教徒である大部分のアイランド人の政治的不利益というものは、一八〇〇年のアイランド合併以後、増えこそすれ、へりはしなかったのである。

アイランド人のこの政治的不利益をとりのぞくためには、どうしたらよいか。ダニエル・オコンネルによる旧教徒解放運動は、アイランドの全人民にとって、実に切実なこの問題を解決するためにはじめられたのであった。

ダニエル・オコンネルは、一七七五年、アイランドの南端ケリーの一寒村に生まれた。陰惨な祖国アイランドに居るかぎり、到底立身の道がないことをさとったオコンネルは、伯父の力によってフランスにわたり、カトリックの大学に学んだ。そしてフランス革命によって、その大学の閉鎖されたとき帰国した。そのとき、フランス革命の影響をおそれたイギリス政府は、アイランドの旧教徒にも弁護士になる道を開いたので、オコンネルはロンドンの弁護士学校に入り、一七九八年ダブリンで弁護士を開業した。しかしながら彼は、たんに一介の弁護士として、アイランド人の自由と権利を擁護するために法廷で闘うだけでなく、旧教徒解放のために闘おうと決心した。

すなわち、一八二三年、オコンネルは、旧教徒連盟 (Catholic Association) をつくり、旧教徒の要求を、もし政府が認めないならば、アイランドにおけるイギリスの権威をくつがえすために闘

うことを声明し、アイランド人のみならず、ひろくイギリスの議会改革論者および労働者大衆に訴えた。このオコンネルの訴えは、イギリスの急進主義者たちの大きな同情と共感をよびおこしたことはいうまでもない。ウィリアム・コベットは、「清教徒革命の歴史」を書いて、オコンネルの運動の意義を説明し、支配階級に深刻な恐怖をあたえたものであった。

オコンネルは一八二八年の選挙において、クレア地区において、圧倒的な勝利をもって当選したにもかかわらず、旧教徒であるという理由で議会に出席できないことがわかったとき、民衆は激昂した。そしてこのようなアイランド人の騒擾が、イギリスの議会改革論に幸したことはもちろんである。その上、イギリス本国に多くのアイランド人労働者たちは、急進主義運動の極端な左翼として積極的な役割を果たしたのであって、とりわけ、一八〇〇年、アイランド議会を廃止させた「合併法 (Act of Union) を廃止せよ」という労働者階級全国同盟 (National Union of the Working Classes) の宣伝は、議会改革に関心をもつすべてのイギリス人に訴えた。このようにして、オコンネルを中心とするアイランドの旧教徒、急進主義者として労働者大衆のごうごうたる非難は、ついにトリー党員の不満にもかかわらず、一八二九年、ついにピールおよびウェリントンをして、旧教徒解放条令 (Catholic Emancipation Act) を制定させた。その結果、アイランドにおけるイギリスの支配はゆるぐことなく存続することができたけれども、

も、しかし、この事件を契機として、保守党政権は破れざるをえなかった。以上のようにして、新興資本家階級、急進主義者および労働者大衆の協同の圧力によって、議会改革への途は、次第にはき清められていった。

しかしながら、議会改革をもとめる大衆に、外から大きな刺戟をあたえたものとして、一八三〇年、フランスおよびベルギーにおける革命をあげなければならぬ。フランス人民は、反動主義者チャールズ十世を追放して、そのかわりにルイ・フィリップを王位にすえ、ブルジョア王朝を樹立したし、またベルギーでは、オランダにたいし独立を宣言したのであって、ヨーロッパには、やがて十八年後におとずれる大革命を暗示するかのようになり、民族主義と民主主義運動の新しい波がたかまってきた。フランスおよびベルギーにおこった革命は、イギリスにも深甚な影響を及ぼしたのであって、パリにおけるかの「七月革命」の報道が、イギリス人民の耳をおどろかせた直後におこなわれた総選挙においては、トリー党は敗れ、ここに久しぶりにホイッグ党のグレイ内閣が誕生した。来襲しつつあった政治的恐慌の前兆が、全国にひろまった。なんびとも正確に來りつつある出来事の意味をはかる事はできなかった。ただイギリスの歴史は、いまや、危機に到達したという一般的な感じがあったのみである。この感じを一般にもらすべく、急進派の新聞が生まれた。国民一般は熱狂し出した。それゆえ、パリにおける革命の報道がロンドンに入ったときには、国民は底ぬけの喜びに狂ったのである。

(6)

以上のような経過をへて、議会改革運動の気運は、ますます熱していったが、とりわけ、一八三〇年二月、ブラッドフォード侯爵は、世帯主に選挙権をあたえようとする議会改革案を下院に提出した。その議案はほとんど問題にならなかったが、その後一年たつて一八三一年ジョン・ラッセル卿が大改革案を下院に提出した。ジョン・ラッセル卿の提出した改革案がどのようなものであったか、これについて、一八三一年のアニエル・レジスターはつぎのようにつたえている。

「現在の議員総数は、六五八人であるが、このうち、一六八人からは、選挙権をうばって削除されるべきであるが、一方、イングランドの都市には三四人、諸州には五五人、ロンドンでは八人、ウェールズでは一人、スコットランドでは五人、アイランドでは三人、総計一〇六人の議員が新たに加えられることになるだろう。その結果、議席の絶対数は今までより六二へることになる。そしてジョン・ラッセル卿は、この議員数の絶対的減少は、まったくイングランドにおいて行われるものであり、この結果は、下院をして、公務を今までよりもずっと効果的にそして便宜よく行わせることになろう」と。

ラッセル卿のこの改革案は、今までの議員数を六二名も減少せしめるということ、そして議席の再分配を真正面からとりあげており、多くの人々が、ホイッグ党の政府に期待していたよりもはるかに徹

底的なものであった。すなわちそれは、腐敗した都市選挙区の全制度を一掃し、人口に比例して議席を再分配し、そして選挙権を實際上、中産階級の全体に拡張しようとするものであった。

しかしながら、それは、たしかに従来の保守的貴族政治の腐敗した支配にたいして、打撃をあたえるものではあったが、しかしこの法案自体は、急進主義者たちが、あれほどやかましく主張してきた秘密投票については何もふれておらず、また労働者大衆は、ほとんど選挙権からしめ出されることを意味した。この点でそれは労働者階級にとって決して満足すべきものではなかった。フランス・ブレースとともにブルジョア急進主義の指導者であるジョセフ・ヒュームは、この法案が、「彼が予期していたものよりもはるかに徹底したものである」として、賛成演説をしたのに反し、ウィリヤム・コベットとともに、労働者階級の利害を代表するヘンリー・ハントは、一応この法案に賛成投票しながらも、つぎのように痛烈に非難したのであった。

「今日、下院でのべられたことはみな、二十年前に、ランカンアの手織工たちがいったことなのです。この法案はわたくしの選挙民たちの権利についてふれていませんが、わたくしはそれを支持したいと思いません。しかしわたくしは秘密投票と議会の継続期間について、ほとんど何ものべられなかったことを非常に残念に思います。選挙権は、ひろく一般の人々にまで充分にあたえられませんでした。彼等がそう呼ばれているように、下層社会の人々

が、もし選挙権をもつことができないというのなら、わたくしは、彼等が、今だに税金を支払う責任を負わされ、兵役の義務を負わされているのかどうか、おうかがい致したいと存じます。人民は、この国の戦いに出ました。それなのに彼等は、議会に代表者を出すことをこわられて、代表の権利を、ただ中産階級にわたすだけにすぎないのでしょうか。貧しい人も身分の低い人も、どんな人でも、平気で法律をおかすことはできません。知らなかったということは、弁解にはならないからです。そうだとすれば、貧しい人、あるいは身分の低い者が、法律をつくる人々の選挙に、何故投票する権利をもつてはいけないのでしょうか？」と。

そして、ハントは、急進主義的な修正案を提出したが敗れてしまった。その結果、政府提出の第一次選挙法改正案は下院の委員会で敗れた。ついで議員の任期満了となり、興奮した雰囲気の中に総選挙がおこなわれ、今度は政府与党は一三〇以上の議席を獲得し、したがって議会改革論者は多数をしめた。したがって第二次法案は、下院を無事通過したが、わずかの差で上院で敗れてしまった。この上院の態度は、全国民を憤激させた。憤激は日一日と増大し、ついに憤激のはてに、暴動となり、プリストルの大爆発となったのである。

も農業労働者も生活の苦しさにあえぎながら、自分たちの活路をひたすら議会改革にもとめた。農民や労働者の苦悩を苦悩とし、彼等の利益を擁護する代表者は、彼等自身の階級から選ばなければならぬと信じたからこそ、中産階級と協同して議会改革運動に専心したのであったが、しかし現実には選挙法改正の問題が日程にのぼってきたとき、労働者階級と中産階級との間の協同行動の歩調は、乱れがちとなった。労働者階級のこの複雑な期待と焦慮とは、さきにかかげたヘンリー・ハントの議会での演説のなかに、はっきりと読みとることができよう。

選挙法改正を要求する議会改革運動のなかには、いくつかの流れがあったが、そのなかでも、つぎの三つのグループは代表的なものであった。そしてそのときまで選挙法を改正するという点で一致しながら運動をつづけてきたのであったが、今やこれらのグループ相互の間には、いちじるしい見解の相違があらわれはじめた。まず第一に、中産階級の要求を代表するグループであるが、彼等はその急進主義的な綱領としての成人の選挙権やあるいは秘密投票などを要求するけれども、しかし大体においてホイッグ党の法案に満足していた人々であるといえよう。ベンサム主義者もしくは哲学的急進主義者と呼ばれる人々——たとえばジェームズ・ミルやその息子ジョン・スチュアート・ミルなどをふくめて——なども大体においてこの立場に立ち、現法案は、秘密投票や労働者大衆に選挙権をあたえないなどの点で不完全ではあるが、とにかく満足すべきものであ

ると考えた一群の人々であって、彼等が中産階級と労働者階級との統一戦線をつ結び、「法案を、全法案を、そしてただ法案だけを」(“the Bill, the whole Bill, and nothing but the Bill”) 要求する闘争を最後までつづけるために、その統一行動を維持したのは、ひたすらホイッグ党をして保守党に勝利せしめようとするためにほかならなかつた。従ってホイッグ党の政府ができ、彼等のなかに圧倒的に議会改革論者が多くなり、その結果選挙法が改正されてしまえば、たとえばその新選挙法が、秘密投票について何もふれていなくとも、また労働者階級が選挙権をあたえられなくとも、それは問題ではなかつた。彼等の利益にかんする限り、労働者階級の共同闘争は、もはや無用のものとなつたからである。

つぎにフランス・ブレースやフランス・バードットをしてトーマス・アトウッドを中心とする全国政治同盟 (The National Political Unions) のグループであって、ブレースは前にものべたようにベンサムの影響をもっとも強くうけた人物であり、労働者階級の運動に大きな関心をいだきながらも、本質的にはブルジョア民主主義者であった。従ってブレースを指導者とするこのグループは、この度の選挙法改正案が、たとえ労働者たちに選挙権はあたえられなくとも、急進的な改革はなしくずしに行われるべきであると信じていた。ブレースがもっともおそれたところのものは、労働者階級の勢力が、あまり強くなって革命的なものとなることであつた。彼は大陸の政治的革命的な影響を受けた労働者たちが、選挙法改正を

絶好の機会に暴力革命を企図することを極度に警戒した。プレースは労働者階級の力を全国政治同盟に組織したが、この同盟はバーデットが主宰し、フランシス・プレースが運営し、地方の中心地には、すべて地方同盟をおいた。そしてこの全国政治同盟の中央委員会では、労働者階級の代表がその半分をしめたのであった。プレースが、労働者階級の革命的意識の昂揚をいかにおそれていたか、一八三一年四月、ボークラーク (Mayor Beaulieu) にあてて、プレースが書いたつぎのような手紙の一節には、このことが、よくあらわれている。

「わたくしは、わたくしの確信とは反対に、選挙法改正の運動を行うときに、暴力革命をさげることができると言うことを、あなたとともに期待します。この国の暴力革命は、きわめておそろるべきものがあります……。フランスの七月革命の初期の段階に、パリ市民の暴徒によってなされた恐怖というものは、食糧の供給が、いつものようにパリ市に行かなかつたということの直接の結果でありました。ところで、この大首都ロンドンで食糧の供給がうまくゆかなかつたということが、一体どんなことになるかを、真面目に考えてごらん下さい。もし穀物も家畜も、スミスフィールドやマーケット・レーンでの一日の市場の日をもふくめて、わずか三日間でも市場へもつてこられなかつたとすれば、どんな悪影響があるか、この害悪というものを考え下さい。そうすればあなたは、パリの場合よりも、ロンドンの恐怖の方がずっと大きいということ

とが、納得できるでしょう……。あなたは、ロンドンでの飢えたそして怒っている人々のおそろるべき結果と、その国のあらゆる地方で、そのような例がおこつたとすればそのことを、何か正確なものではかることができると思いませんか。もしあなたがそうするならば、あなたは、わたしが恐れていると同じ程度に、この動乱をおそれるでしょう……。しかしながらわたしは、つぎの点では、あなたと意見が一致するのです。つまり、選挙区を売買の対象とするような制度を存続させるよりは、むしろ動乱の危険をおかすべきだということなのです」。

労働者階級の運動に同情をよせながらも、結局は中産階級の利害を代弁するにすぎないブルジョア急進主義者フランシス・プレースとは別に、労働者代表の急進主義者として、ウィリアム・コベットやヘンリー・ハントをあげることができるが、これらの指導者たちは、ホイッグ党の政治家たちとベンサム主義者たちを非難しながら、労働者階級に、ホイッグ党と資本家たちは、労働者をあざむくために団結していると語って、全国を遊説してまわつた。これらの人々のグループは労働者階級のなかでも、もっとも左翼にあつた人々を代表していた。すなわち、プレースやバーデットによって運営された全国政治同盟に不満な人々は、一八三二年労働者階級全国同盟 (National Union of the Working Classes) を結成し、ウィリアム・ラウエットとヘンリー・ヘザリントン (Henry Hetherington) がその指導者となつた。この団体は、最初、ロンドンの熟練

工の組織であつたが、その影響は大きく、かつてのロンドン通信協会のような組織をもち、全国の他の団体にたいして指導的な役割を果たすようになった。そしてところによっては、全国政治同盟と衝突したこともあつたけれども、両者は大体において労働者大衆を主勢力としていたので、共同闘争を行うことができた。以上において、選挙法改正運動をめぐって、その主勢力である三つのグループについてのべてみたが、労働者階級の中心的な勢力となつたものは、何といつても全国労働者階級同盟と全国政治同盟の二つの組織であつた。これらの政治団体を通じて労働者階級の動きは、一八三〇年頃から非常に活潑となつたのである。そうして第二次法案が、保守的な貴族や僧正、あるいは戦争利得者から成る上院において否決されたとき、それは絶頂に達した。

- 注(一) Margaret Cole; Makers of the Labour Movement, 1948, p. 34.
- (2) G. D. H. Cole; Select documents, p. 216.
- (3) William Cobbet; History of the Protestant Reformation, 1823.
- (4) G. D. H. Cole; Life of William Cobbet, p. 291.
- (5) G. D. H. Cole; Common People, p. 248.
- (6) M. Beer; History of British Socialism, 1919, Vol. 1, p. 295. 加田訳三四二頁。

一八三二年の選挙法改正の歴史的意義

- (7) The Annual Register, 1831, p. 14.
- (8) G. D. H. Cole; Short History of the British Working Class Movement, 1948, p. 66. 林訳第一卷一一七頁。
- (9) The Annual Register, 1831, p. 21.
- (10) *ibid.*, p. 27.
- (11) Beer; *ibid.*, p. 295. 加田訳三四二—三四三頁。
- (12) ジョン・スチュアート・ミルは、その自叙伝のなかで、つぎのようにいっている。

「わたくしは、英国憲法における貴族階級、すなわち貴族と富豪との優越的存在をもって、いかほどの苦闘をかさねても、打破しなければならぬ害悪だと考えていた。それは租税とかその他そうした比較的些細な不都合があるためではない。それは実に、国民墮落の一大原動力であるからである……。わたくしの考えによれば、貴族階級が、政権を掌握している間は、国民大衆の教育と改善とは、それらの階級の私利に反するものである。それは羈絆を脱しようとする国民の力を、益々大ならしめる傾向があるからである。しかしもし民衆が政権の大きな、おそろく主要な分前を獲得するようになったならば、真に有害な謬見、ことに財産の不当なる侵害をひきおこすような謬想をふせぐために、むしろ民衆の教育を促進することが、富裕階級の利益となるであらうと、わたくしはそう考えたのである。こうした立場から、わたくしは、ただに従来どおり熱心に民主主

義的制度を主張したばかりではない。さらに一步をすすめて、オーエン主義や、サン・シモン主義や、その他あらゆる私有財産否定説が、貧民階級の中に弘く普及すればよいと真剣に希望していたのである。但しそれは、わたくしがそれらの説を真理だと考えたからでもなく、またそれらの説が実現されたことを希望していたからでもなかった。それは貧民を教育せずにおくときは、教育した時よりも一層おそるべきものがあることを、上流階級の人たちのみこませようという意図からであった。

(John Stuart Mill; Autobiography 西本正美訳、二〇六一—二〇八頁、傍点筆者)。

(13) Graham Wallace; Life of Francis Place, p. 245.

(14) Cole and Protogate; Common People; p. 252.

(15) William Lovett; The Life and Struggles, 1876, p. 68.

(16) G. D. H. コールは、全国政治同盟の役割を重要視し、モートンは、全国労働者階級同盟について、「ロンドン通信協会のような組織型態をとったけれども、それは、国中の多くの他の団体のなかで、明らかに指導的な団体であった」と。

三

二度目の選挙法改正案が上院の反対にあつて敗れたとき、憤激の嵐がまきおこつた。全国政治同盟や労働者階級全国同盟を支持して

いた労働者たちは、各地にデモ行進を行い、ダービーでは牢獄が破壊され、ノッチンガムでは城が焼かれ、一方プリストルでは暴徒たちは、数日間にわたつて事実上、街を占領し、相当な被害をあたえた。フランス・ブレースがおそれた暴力革命の危険がさしさまつているかのような感があつた。ロウタンダ主義者と呼ばれた労働者階級同盟の指導者ヘンリー・ヘザリントンやウィリヤム・ラヴェット等の公開演説は歓迎され、ロンドンの貴族の屋敷などは攻撃された。労働者階級の勢力のより上りを示す興味深い一例として、われわれは「コレラ示威運動」をあげることができる。

一八三〇年から一八五〇年にかけて、イギリスにはしばしばコレラが発生した。これはいうまでもなく悪い栄養状態と不完全な衛生設備によるものであった。一八三二年にもコレラが流行して人民をおびやかしたが、政府はこれは神の怒りにふれたからだと称し、全国民は、一日この神の怒りをなだめるために断食を行うべきであると声明した。ロウタンダ主義者たちは、これをもって偽善的な行爲であり、政治の貧困をおおいかくさんとする政府の茶番劇であると考へ、逆にその日は、ロンドンの各所で、食事を人々にほどこす示威運動を行おうと宣言した。

「……われわれはまだ、その病害を大きくし、ひろめたところの原因は、とりのぞこうとする政府の権力のなかにあると信じました。そしてそれゆえに、われわれはこの政府が提案した断食のなかに、支配者の側で、彼等自身、全能の神を邪悪にも、ないが

しろにしようとする企てを見たのでした。われわれはまた、この敵愾な笑い物をはじめ、そしてそれをおしすすめた頑迷な人々こそ、実は彼等の不正、抑圧そして大きな怠慢が、この国においてそれほど多くの無智、貧困そしてみじめさをひきおこし、従つて不潔や疾病をもたらす最初の、しかもまささきの人間であることがわかりました。そこでわれわれは、最初からつぎのように決心致しました。つまりわれわれは、こんな偽善に従ふことなく、その日に立派な食事をわれわれの組合員たちに給与するために、義捐金をあつめよう……」と。

このようにして、一八三一年から一八三二年にかけて選挙法改正を求めて絶叫する労働者階級の声は、ますますはげしくなつた。いふまでもなく労働者階級は、自分たちの手のなかに、普通選挙権が獲得せられることを願っていたからである。しかしながら、指導者たちのなかには、この選挙法改正の結果が、労働者大衆にたいして何を意味するか、よく知っていた者もあつた。労働者大衆の選挙法改正にたいする期待がたかまればたかまるほど、この法案の真の内容について深く考えないわけにはゆかなかつた。プーア・マンズ・ガーディアン (The Poor Man's Guardian) は、ヘンリー・ヘザリントンがはじめた新聞であつたが、彼は選挙法改正にたいする急進主義者たちの楽観論に反対し、これをもって、「邪悪な、専制的な不正直なしかも悪魔的な手段である」と主張し、つぎのように書いて読者をいませめたのであつた。

一八三二年の選挙法改正の歴史的意義

「もしその法案が通過するならば、あなた方の数千人もの人々が、飢え死をし、堆肥の上に投げすてられ、或いは犬のようにはだかで地上にすてられるでしょう」と。

また一八三二年三月、ある医者の筆者は、このプーア・マンズ・ガーディアンのなかで、憤慨してつぎのように訴えた。

「かつて地上にあらわれたすべての法案のなかで、いいかえれば陰謀のなかで(何故ならそれは陰謀以外の何ものでもないから)、この議会改革案が一番偽物的であり、一番有害である。この法案は、選挙人の数を、現在の五倍以上にひろめようと提案している。これは数量的には、一見したところ、もっとも自由な変革であるように見える。何を？ 十五万から六十万ないし七十万へ、投票者の数を拡大する。いかにも数的にはもっとも自由だ！ だがもし、自由が一方の側の全部にであつて、他の側の何人にもないとわれわれが知ったならば、いいかえれば、その勢力が、すでに十倍も偉大であつたものが、今やまた、さらにその勢力が十倍も増大し、一方すでにその勢力が十分の一の小であつた諸君が、今やまた、その勢力を(他の者の勢力の大増加のために)無限に小とするのだと、われわれが知ったならば、それはまさしく、いままでも提案され得たもしくは将来提案されるすべてのものうちで、もっとも非自由なもっとも専制的な、もっとも憎むべきもっともふらちな、もっとも極悪な法案となるであろう。諸君の数は、全体の人の五分の四である。だから選挙における諸君の

勢力も——選挙される諸君の権利を加えて——残りの全階級の勢力の四倍であるべきはずである。しかるに現実には、諸君の勢力が、諸君の労働の生産物で生活している人々の勢力の、二十分の一より多くないというわけだ。だから諸君は、実際において、数の恐怖や多寡からは、なんらの勢力をもち得ないのだ」と。

実際、労働者階級の選挙法改正にたいする態度には複雑なものがあつたらう。彼等は腐敗選挙区が廃止され、自分たちの政治的な主張がとり上げられるためには、何よりもまずトリー党の政府を打倒して、選挙法改正がホイッグ党の手によって行われる必要を感じていた。そうしてこそ、無記名投票による普通選挙権が彼等のものとなることを信じていた。しかしながら、いまこの選挙法改正案が、このままで議會を通過したとすればどうなるか。彼の努力はむくいられず、彼等の願望が達せられないことはやはり明らかであつた。結局、それを支持することによって、なしくずしに彼等の目標とする普通選挙権の獲得へ、進むしか方法はなかつた。あるいはまた、ロウタンダ主義者は国民會議を召集して、労働者階級の要求として、それ自身の選挙法改正案を起草したが、ともあれ一八三一年から一八三二年にかけては、大衆的な運動が、いろいろな形で行われたのである。とくに、のちにチャーチスト運動の指導者となつたウィリヤム・ベンボウが、国民大休日と称して一大ゼネストを計劃したことは、しばしば指摘されるところであるが、一八三二年になると、労働者階級の選挙権を要求する声は益々、はげしくなり、さきに暴動

で処刑された人々の釈放を要求し、政府の残酷な処罰にたいする多くの抗議をした。

こうしているうちに、選挙法改正案は一八三二年十二月三度下院に提出され、翌一八三三年四月十四日、上院は、これを委員会において骨抜きにするという意図のもとに、九票の差で通過させた。上院委員会が、この法案を骨抜きにしようとしたとき、グレイ内閣は総辭職して、トリー党のウェリントンが内閣を組織しようとした。ところがウェリントン組閣に反対する全国民の反撃は非常に強く、ここにやむなく組閣を断念したため、皇帝は再びグレイに組閣を依頼しなければならなかつた。ここにおいてグレイは選挙法改正案がもし上院の反対によって不成立に終るならば、あえて新しい貴族をつくることによって、これを成立させるという強硬な態度を示した。そこでトリー党と上院もついに屈し、ここに一八三二年六月七日、選挙法改正案は法律となつた。

選挙法改正の結果は、イギリスのブルジョア革命の歴史において、新しい重要な一時期を劃した。それはブルジョア階級と中産階級をして、長く政權の座につかせることとなつた。しかし労働者階級の側からみれば、これはまた容易ならぬ一大事件であつた。これは実に、イギリスの労働者階級をして、革命的な大政治運動と呼ばれるチャーチスト運動にかりたてたそもその第一歩であつたからである。

中産階級には議會選挙権をあたえ、労働者階級には何ものもあた

えずに終つた新選挙法は、一挙に資本家と労働者との間に従来とも明らかに橋わたしの方法なしと考えられていた深淵をうがつてしまつた。職工たちは、何十年かの間、経済的闘争を行つてきたのであるが、一八三二年までは中産階級も労働者階級と同じように、選挙権をもつていなかったから、両階級の対立はある程度おおわれていて、両階級は相並んで同盟者として議會改革のために進軍したのであつた。しかしながら、一八三二年以後は、もはやこの同盟は不可能となつた。分裂がすべての方面においてあきらかとなつた。その分裂を完成するかのように、新救貧法のきびしさが、この両者の疎隔を、公然たる敵視にかえてしまつたのである。

一八三二年の選挙法改正は、労働者階級にとつては、まことに「裏切られた改革」にほかならなかつた。大きな政治的幻滅を味わつた労働者階級は、何よりも議會主義に不信を抱いたであらう。彼等の前にかくも偉大な希望と光明とをあたえたかに見えた政治的急

進主義——ベンサム主義は、実は彼等のものではなかつた。労働者階級は、にわかには社会主義にめざめていた。そして一八三四年には、ここにオーエンの指導のもとに、労働組合全国大連合が結成されたのであつて、これこそ新組合運動のはじまりである。あたかも一八八〇年代における社会主義の復活のように劃期的なものであり、のちにチャーチスト運動のための序曲となつたものであつた。

注(1) Max Morris; From Cobbet to the Chartists, p. 126.

(2) Morton; British Labour Movement, p. 63.

(3) Poor Man's Guardian, April 14th, 1832. (Ibid., Mor-tis, pp. 128-129.)

(4) Morton; p. 65.

(5) M. Beer; History of British Socialism, Vol. I, pp. 319-320. 邦訳(上)三七二頁。